

職員退職給付規程

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同組合職員退職給付規程

(総則)

第1条 この規程は、宮川下流漁業協同組合就業規則（以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき従業員の退職金の支給に関する事項について定める。

(適用の範囲)

第2条 退職金の支給を受ける者は、本人またはその家族で、組合が適当と認めた者とする。

2 前項の遺族は、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の遺族補償の順位による。

(支給範囲)

第3条 退職金は勤続1年以上の従業員が退職または死亡した場合に支給する。ただし、自己都合による退職の場合は3年以上の場合に支給する。

(勤続年数の計算)

第4条 この規程における勤続年数の計算は、採用の日より退職の日（死亡の場合は死亡した日）までとし、1年未満の端数は月割りで計算し、1ヶ月未満の日数は16日以上を1ヶ月に繰り上げ、15日以下は切り捨てる。

2 就業規則第10条の規定による休職期間は、勤続年数に通算しない。

(端数処理)

第5条 退職金の計算において、100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げる。

(退職金の計算)

第6条 退職金の計算を行なう場合の基礎となる額は、退職時の基本額とする。

2 自己の都合により、次の各号の事由で退職した場合は、別表第1に定める支給率により算出した金額を退職金として支給する。

(1) 自己都合で退職する場合

(2) 私傷病により、その職に耐えず退職した場合。

(3) 休職期間満了による場合

3 組合の都合により、次の各号の事由で退職した場合は、別表第 2 に定める支給率により算出した金額を退職金として支給する。

(1) 組合の都合により解雇する場合

(2) 死亡した場合

(3) 定年に達した場合

(4) 業務上の傷病による退職の場合

(退職金の増額または減額)

第 7 条 次の各号の一に該当する場合には、第 6 条の規定にかかわらず、退職金を増額して支給することがある。

(1) 在職中特に功績が顕著であった場合

(2) 組合の都合若しくは業務上の負傷または疾病、死亡によって退職した場合

(3) その他特別の事由がある場合

2 次の各号の一に該当する場合には、第 6 条の規定にかかわらず、退職金を減額して支給することがある。

(1) 懲戒解雇による場合

(2) 前号に準ずる不都合の行為があると認められる場合

3 前 2 項の規定を適用する場合は、理事会の議を経るものとする。

(役員就任の場合)

第 8 条 従業員が組合の役員に就任した場合は、第 6 条第 2 項に規定する退職金を支給する。

(債務の弁済)

第 9 条 退職金受給者が退職時、組合に対し債務または弁償金を有する場合は、退職金の支給と同時に弁済しなければならない。

(退職給付引当金)

第 10 条 経理規定第 38 条に定める退職給付引当金は、毎年度末現在において在籍職員の総員が第 6 条第 2 項の定めによって退職したものとして計算した退職金総額を引き当てておかななければならない。

附則

- 1 この規定は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 職員退職給付規定（平成 17 年 1 月 24 日）は、廃止する。

別表第1（第6条第2項関係）

勤務年数	支給率（月）
3年	1.5
4年	2.0
5年	2.5
6年	3.0
7年	3.5
8年	4.0
9年	5.5
10年	6.0
11年	6.5
12年	7.0
13年	8.0
14年	9.0
15年	10.0
16年	11.0
17年	12.0
18年以上	14.0

別表第2（第6条第3項関係）

勤務年数	支給率（月）
1年	1.0
2年	1.5
3年	2.0
4年	3.0
5年	4.0
6年	5.0
7年	6.0
8年	7.0
9年	8.0
10年	9.0
11年	10.0
12年	11.0
13年	12.0
14年	13.0
15年	15.0
16年	16.0
17年	18.0
18年以上	20.0